



JASSO

「給付奨学金継続願」準備用紙

はじめに

必ず学校の定めた期間内に入力してください。

- ◆ 次年度も継続して給付奨学金の支給を希望することについて、毎年1回願い出る必要があります。
- ◆ 停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円になっている場合でも入力が必要です。

⚠ 入力が確認できない場合、2023年4月から給付奨学金の振込みが止まります。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

- ◆ 継続願を入力すると、学校はあなたの学業成績等に基づき給付奨学金の継続可否等を判定し、機構はその判定結果に応じて給付奨学金の継続等に必要な措置をとります（4ページを確認してください）。

⚠ 適格認定（学業）の結果により給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）となる場合があります。

偽りその他不正の手段によって受給した給付奨学金は、返金することになります。

手続きの流れ

（1）スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容を確認します。

「給付奨学金継続願」の入力もスカラPSを経由して行います。まだ登録されていない場合は、すみやかに登録をしてください。

スカラPSの登録はJASSOホームページへ

ホーム >> 奨学金に関する情報を目的から探す >> 目的から探す
>> 各種申請・変更手続きを行いたい（スカラネット・パーソナル）



※ 登録には「奨学生番号」や「奨学金振込口座番号」等が必要です。「奨学生番号」は、採用時に交付された奨学生証等で確認してください。

（2）「給付奨学金継続願」を入力するための準備をします。

入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり最初から入力することになります。
あらかじめ2～3ページに回答内容の下書きを記入しましょう。

学校が指定する提出
（入力）期間内に、
必ず提出（入力）
しましょう。



（3）スカラPSより「給付奨学金継続願」を入力します。

提出（入力）期間	2022 年 12 月 15 日 ～ 2023 年 1 月 31 日 ※ 土日祝日（12月29日～1月3日を除く）も入力できます。
入力可能時間	8：00 ～ 25：00

⚠ 推奨環境（3ページ参照）やポップアップの設定も確認してから入力してください。

Aー給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。
この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。
願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

入力当日の日付を正しく入力してください。(半角数字)

姓 (15 文字以内)

名（15 文字以内）

西暦 年 月 日 氏名 (全角力ナ)

正しい生年月日を入力してもエラーになる場合は、
学校に確認してください。

生年月日（西曆） 年 月 日生

C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

- 給付奨学金の継続を希望します
- 給付奨学金の継続を希望しません



現在振込みが止まっているかどうかに関わらず、**あなたの希望を選択してください**。「継続を希望しません」を選択した場合、**4月分以降の振込みが止まり、他の理由で停止中の場合は、その理由が解消されても自動的に再開しません**。
よく考えてから選択しましょう。

※「継続を希望します」を選択した場合でも4月分以降振込みが再開されないことがあります。詳細は**4ページ**を参照してください。

E-給付奨学金の返還

- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

F一廃止や停止の処置

- 廃止や停止の処置について理解している
- 廃止や停止の処置について理解していない

この項目について「承知していない」もしくは「理解していない」場合は手続きを先に進めることができません。返還が必要になる場合があることや処置については4ページに記載されています。必ず読んでから選択しましょう。

G-学生生活の状況

1. この1年間の学生生活の状況などを記入してください。〔全角200文字以内〕

例) 課外における活動の参加、ボランティア等の社会参加

[illegible]

適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を入力すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。

学業不振等の場合には給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済の給付奨学金の返還を求めることがあります。



◆ 給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）

※ 貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	処置（どうなるか）
廃止	- 次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・<u>給付奨学生の資格を失います。</u> 【4月以降の奨学金】 ・<u>振り込まれません。</u>
「廃止（返還）」の判定について（返還が必要になる場合） 学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況）であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。 ※ 学修の実態が認められない状況の目安 ・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合		
警告	- 次の1～3のいずれかに該当するとき （上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	【給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 【4月以降の奨学金】 ・ <u>振り込まれます。※</u>
継続	・ 「廃止」、「警告」以外の者	【給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給は継続します。 【4月以降の奨学金】 ・ <u>振り込まれます。※</u>

※ 「警告」や「継続」であっても、停止中や他の国費を受給中で給付月額が0円の場合、振込みはありません。

※ あなたの申請により現在停止中の場合、「継続を希望する」を選択しただけでは振込みが再開されません。

別途手続きが必要なため、振込みを再開する旨を学校へ申し出てください。

※ 2023年4月分の振込日は、4月21日(金)です。

※ 日本学生支援機構からの「処置通知」は4月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。